

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の二の二第四項第一号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第二十九号）第二十六条の二の二第四項第一号及び粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の二の二第四項第一号の規定に基づき、作業環境測定基準及び第二管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 -

作業環境測定基準及び第二管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（作業環境測定基準の一部改正）

第一条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（粉じんの濃度等の測定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>4 2 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん、遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第二号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、15の2、15、15の2、19、19、4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から13の34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と、第十条第五項第一号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と、第十条第五項第一号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と読み替えるものとする。」</p>	<p>（粉じんの濃度等の測定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 2 第十条（新設）</p>
<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>5 2 第二条第三第一号6又は同表第三第一号2、3の2、5、8から11まで、13、15の2、15、15の2、19、19、2、26、31の2、31の4、20から22まで、23、23の2の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。</p>	<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>5 2 第二条第三第一号6又は同表第三第一号3の2、9から11まで、13、15の2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。</p>

- 2 -

1	一一 (略)	一一 (略)
2	おいて、前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所における量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回ってはならない。	おいて、前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所における量がほぼ均一であると見込まれる低管理濃度特定化学物質の量が、それぞれ、五人の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回ってはならない。
3	第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とする。ただし、当該作業に従事する時間が一時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される個人サンプリング法対象特化物の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。	第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とする。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。
4	(略)	五 低管理濃度特定化物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前各号に定めるところによるほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の個人サンプリング法対象特化物の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行うこと。
5	六 (略)	六 (略)
6	七 (略)	七 (略)
7	八 (鉛の濃度の測定)	八 (鉛の濃度の測定)
8	九 (略)	九 (略)
9	十 第十一条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十一条第一項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号」の2、13、13の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に	十 第十一条第五項の規定にかかるらず、第十一条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定につき準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号」の2、13、13の2、19、20から22まで、23の2から11まで、24の2、25、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは27に
10	十一 (略)	十一 (略)
11	十二 (略)	十二 (略)
12	十三 (略)	十三 (略)
13	十四 (略)	十四 (略)
14	十五 (略)	十五 (略)
15	十六 (有機溶剤等の濃度の測定)	十六 (有機溶剤等の濃度の測定)
16	十七 (略)	十七 (略)
17	十八 (略)	十八 (略)
18	十九 (略)	十九 (略)
19	二十 (略)	二十 (略)
20	二十一 (略)	二十一 (略)
21	二十二 (略)	二十二 (略)
22	二十三 (略)	二十三 (略)
23	二十四 (略)	二十四 (略)
24	二十五 (略)	二十五 (略)
25	二十六 (略)	二十六 (略)
26	二十七 (略)	二十七 (略)
27	二十八 (略)	二十八 (略)
28	二十九 (略)	二十九 (略)
29	三十 (略)	三十 (略)
30	三十一 (略)	三十一 (略)
31	三十二 (略)	三十二 (略)
32	三十三 (略)	三十三 (略)
33	三十四 (略)	三十四 (略)
34	三十五 (略)	三十五 (略)
35	三十六 (略)	三十六 (略)
36	三十七 (略)	三十七 (略)
37	三十八 (略)	三十八 (略)
38	三十九 (略)	三十九 (略)
39	四十 (略)	四十 (略)
40	四十一 (略)	四十一 (略)
41	四十二 (略)	四十二 (略)
42	四十三 (略)	四十三 (略)
43	四十四 (略)	四十四 (略)
44	四十五 (略)	四十五 (略)
45	四十六 (略)	四十六 (略)
46	四十七 (略)	四十七 (略)
47	四十八 (略)	四十八 (略)
48	四十九 (略)	四十九 (略)
49	五十 (略)	五十 (略)
50	五十一 (略)	五十一 (略)
51	五十二 (略)	五十二 (略)
52	五十三 (略)	五十三 (略)
53	五十四 (略)	五十四 (略)
54	五十五 (略)	五十五 (略)
55	五十六 (略)	五十六 (略)
56	五十七 (略)	五十七 (略)
57	五十八 (略)	五十八 (略)
58	五十九 (略)	五十九 (略)
59	六十 (略)	六十 (略)
60	六十一 (略)	六十一 (略)
61	六十二 (略)	六十二 (略)
62	六十三 (略)	六十三 (略)
63	六十四 (略)	六十四 (略)
64	六十五 (略)	六十五 (略)
65	六十六 (略)	六十六 (略)
66	六十七 (略)	六十七 (略)
67	六十八 (略)	六十八 (略)
68	六十九 (略)	六十九 (略)
69	七十 (略)	七十 (略)
70	七十一 (略)	七十一 (略)
71	七十二 (略)	七十二 (略)
72	七十三 (略)	七十三 (略)
73	七十四 (略)	七十四 (略)
74	七十五 (略)	七十五 (略)
75	七十六 (略)	七十六 (略)
76	七十七 (略)	七十七 (略)
77	七十八 (略)	七十八 (略)
78	七十九 (略)	七十九 (略)
79	八十 (略)	八十 (略)
80	八十一 (略)	八十一 (略)
81	八十二 (略)	八十二 (略)
82	八十三 (略)	八十三 (略)
83	八十四 (略)	八十四 (略)
84	八十五 (略)	八十五 (略)
85	八十六 (略)	八十六 (略)
86	八十七 (略)	八十七 (略)
87	八十八 (略)	八十八 (略)
88	八十九 (略)	八十九 (略)
89	九十 (略)	九十 (略)
90	九十一 (略)	九十一 (略)
91	九十二 (略)	九十二 (略)
92	九十三 (略)	九十三 (略)
93	九十四 (略)	九十四 (略)
94	九十五 (略)	九十五 (略)
95	九十六 (略)	九十六 (略)
96	九十七 (略)	九十七 (略)
97	九十八 (略)	九十八 (略)
98	九十九 (略)	九十九 (略)
99	一百 (略)	一百 (略)

(第二管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 第二管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和四年厚生労働省告示

三百四十一号)の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(有機溶剤の濃度の測定の方法等)</p> <p>第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号) 。以下「有機剤」という。)第二十八条の三の二第四項(特化 学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)。以下「 。特化則」という。)第三十六条の五において準用する場合を含む 。以下同じ。)第一号の規定による測定は、<u>作業環境測定基準</u>( 昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。 )第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第 五項各号に定める方法によらなければならない。</p> <p>(前る)</p>	<p>(有機溶剤の濃度の測定の方法等)</p> <p>第一条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号) 。以下「有機剤」という。)第二十八条の三の二第四項(特化 学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)。以下「 。特化則」という。)第三十六条の五において準用する場合を含む 。以下同じ。)第一号の規定による測定は、次の場合に掲げる区 分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければなら ない。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)以 下この条及び第七条において「令」という。)第二十一条第十一 号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第 四十七号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五におい て準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定によ る測定を行う場合にあつては、令第二十一条第七号の屋内作業 場における空気中の特化則第二条第一項第三号の二に規定する 特別有機溶剤(以下第三項において「特別有機溶剤」という。) を含む。以下同じ。)の濃度の測定のうち、塗装作業等有機 溶剤の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所 の作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号。以 下「測定基準」という。)第二条第一項第一号に規定する単位 作業場所をいう。次条第四項において同じ。)において行 るもの。測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する 測定基準第十条第五項各号に定める方法</p> <p>二 前号に掲げる測定以外のもの。測定基準第十三条第四項にお いて読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三 号までに定める方法</p>

2	前項の規定にかかるわらず、有機溶剤（特化則第三十六条の五において適用する有機溶剤）第十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあつては、特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（次項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。	2	前項の規定にかかるわらず、有機溶剤の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。
3	（略）	3	（略）
4	2 第二条（略）	4 2 第二条（略）	4 2 第二条（略）
4	有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所（測定基準第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。）においては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第一項の管理濃度に相当する値は、一とする。	有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所においては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第二項の管理濃度に相当する値は、一とする。	有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所においては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第二項の管理濃度に相当する値は、一とする。
5	（略）	5	（略）
6	（特定化学物質の濃度の測定の方法等）	（特定化学物質の濃度の測定の方法等）	（特定化学物質の濃度の測定の方法等）
第七条	特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。	特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。	特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。
1	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号6又は同表第二号9から11まで、12、13、14、15、16又は同表第二号2、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27の2若しくは33に掲げる物（以下この条において「特定低管管理濃度特定化学物質」という。）の濃度測定基準第十条第五項各号に定める方法	1 令別表第三第一号6又は同表第一号9から11まで、12、13、14、15、16又は同表第二号2、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27の2若しくは33に掲げる物（以下この条において「特定低管管理濃度特定化学物質」という。）の濃度測定基準第十条第五項各号に定める方法	1 令別表第三第一号6又は同表第一号9から11まで、12、13、14、15、16又は同表第二号2、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27の2若しくは33に掲げる物（以下この条において「特定低管管理濃度特定化学物質」という。）の濃度測定基準第十条第五項各号に定める方法
2	（略）	（略）	（略）

2	前項の規定にかかるわらず、特定個人サンプリング法対象特化物の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。	2	前項の規定にかかるわらず、特定低管管理濃度特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。
1	試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に接着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定個人サンプリング法対象特化物の濃度を測定するため最も適切な部位に接着しなければならない。	1 試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に接着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定低管管理濃度特定化学物質の濃度を測定するため最も適切な部位に接着しなければならない。	1 試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に接着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定低管管理濃度特定化学物質の濃度を測定するため最も適切な部位に接着しなければならない。
2	前号の規定による試料採取機器の接着は、同号の作業のうちが労働者にばく露される特定個人サンプリング法対象特化物の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上限）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を接着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。	2 前号の規定による試料採取機器の接着は、同号の作業のうちが労働者にばく露される特定低管管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上限）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を接着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。	2 前号の規定による試料採取機器の接着は、同号の作業のうちが労働者にばく露される特定低管管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上限）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を接着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。
3	（略）	（略）	（略）
4	（粉じんの濃度の測定の方法等）	（粉じんの濃度の測定の方法等）	（粉じんの濃度の測定の方法等）
第十一条	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。	第十一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第二条第一項及び第二項に定める方法によりなければならない。	第十一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第二条第一項及び第二項に定める方法によりなければならない。
1	粉じん（遊離かい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定は、測定基準第二条第四項において読み替えて適用する測定基準第十条第五項各号に定める方法	1 新設	1 新設
2	前号に掲げる測定以外のもの 测定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法	2 新設	2 新設
3	前項の規定にかかるわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。	3 新設	3 新設

3	前二項に定めるところによる測定は、次のいずれかの方法によらなければならぬ。ただし、第一号に掲げる方法による場合には、粉じん基準第十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内に一回、定期に校正を受けた測定機器を使用しなければならない。	四 （粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、口に掲げる方法による場合には、粉じん基準第十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内に一回、定期に校正を受けた測定機器を使用しなければならない。 イ　過捕集方法及び重量分析方法 ロ　相対濃度指示方法（一以上の試料空気の採取においてイに掲げる方法を同時にを行うことによって得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。） (新設)
4	第一項及び第二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならぬ。	3 前二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならぬ。

## 附 則

この告示は、令和五年十月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から適用する。